

学校感染症による届けについて

平素は、本校教育活動にご理解ご協力を賜りまして、誠に有難うございます。

さて、本校では、学校感染症に罹った場合、医師の証明書を基にして個々の出席停止の期間としています。医師から登校の認めを得て登校する際は、以下の感染症のうち、学校感染症で休む場合は、「学校感染症証明書」の提出が必要です。ただし、幼児及び、小・中学生の義務教育期間の学齢では、インフルエンザの感染を届ける場合、「インフルエンザに係る届」をご提出ください。

記

○主な学校感染症と出席停止期間基準

インフルエンザ	発熱後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで（発熱した日、解熱した日は含まない）
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後、5日を経過し、かつ全身症状が良好となるまで
風疹	発疹がすべて消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎 腸管出血性大腸菌感染症 コレラ、細菌性赤痢 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他の感染症： ウイルス性肝炎、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認め、全身症状が改善するまで

※ 頭ジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、溶連菌感染症、手足口病
伝染性紅斑は感染注意のため、診断されたらその旨を、学校にご通知ください。

学校感染症証明書

和歌山県立和歌山盲学校

(幼・小・中・高・本保・専保・専理) _____年

氏名 ()

病名 : _____

平成 _____年 _____月 _____日 _____初診

学校感染症のため、 _____月 _____日より _____月 _____日まで、
出席停止を必要としたことを認めます。

平成 _____年 _____月 _____日

医療機関名 :

医療機関住所 :

医師名 : _____ 印

インフルエンザに係る届

(幼 ・ 小 ・ 中) _____ 年

氏名 (_____)

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日に (_____) 医院・病院で
インフルエンザ (A 型 ・ B 型 ・ インフルエンザ様風邪) と診断
され、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 月 _____ 日まで自宅
療養いたしました。

経過及び現在の症状

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 : _____ 印